



発行 東京都

目次

告 示

- 宅地建物取引業法による行政処分(三件)……………一
……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)
- 公共測量の実施……………二
……(都市整備局都市基盤部調整課)
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………二
……(都市整備局市街地建築部
建築指導課・多摩建築指導事務所建築指導第二課)
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第
八条の八第一項の規定に基づく検証機関の登録……………四
……(環境局都市地球環境部総量削減課)
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第
八条の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証
業務の廃止……………四
……(同)
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案
等……………四
……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定(四件)……………九
……(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 森林病虫害等防除法により薬剤防除(地下散布)
を行う区域及び期間等……………三
……(環境局自然環境部緑環境課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定解除……………三

- ……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定……………八
……(同)
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………九
……(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)
- 道路の区域変更……………九
……(建設局道路管理部路政課)
- 一般国道の供用開始……………三
……(同)
- 警察署協議会委員の委嘱……………三

公 告

- 市街地再開発組合の理事長の就任……………三
……(都市整備局市街地整備部民間開発課)
- 開発行為に関する工事完了……………三
……(都市整備局多摩
建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………四
……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)
- 特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧……………四
……(港湾局離島港湾部管理課)
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………五
……(水道局)
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………六
……(同)
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………七
……(下水道局)

告 示

●東京都告示第七百四十六号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第
六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十四年四月十二日
東京都知事 石 原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号 株式会社 ウィルシティ
(二) 代表者氏名 代表取締役 衣川 康宏
(三) 主たる事務 品川区東五反田二丁目二番十五号
所の所在地
(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八六七八三号
(五) 免許年月日 平成二十三年十一月二十四日

二 処分年月日 平成二十四年三月二十七日

三 処分内容 業務の全部の停止二十日(平成二十四
年四月十日から同年五月一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項、第三
十七条第二項第三号、第四十六条第二項及
び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第七百四十七号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第
六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十四年四月十二日
東京都知事 石 原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号 有限会社 富久不動産
(二) 代表者氏名 取締役 八木 初男
(三) 主たる事務 荒川区西日暮里一丁目三十七番十五号
所の所在地
(四) 免許証番号 東京都知事(9)第三六八五一号
(五) 免許年月日 平成十九年六月八日

二 処分年月日 平成二十四年三月二十七日

三 処分内容 業務の全部の停止十五日(平成二十四年
四月十日から同月二十四日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項及び第

●東京都告示第七百五十六号

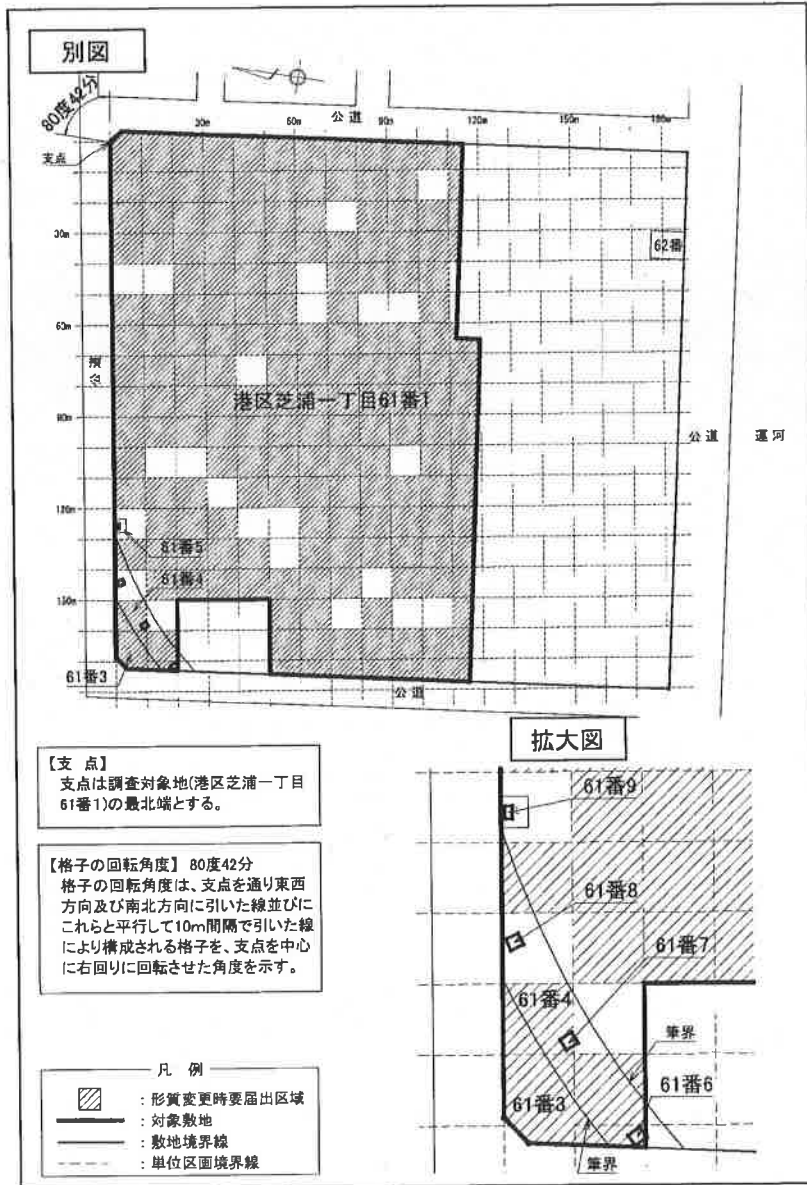
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区芝浦一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同) ……二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……三

告示

●東京都告示第八百二十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十三年東京都告示第六百三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十六日

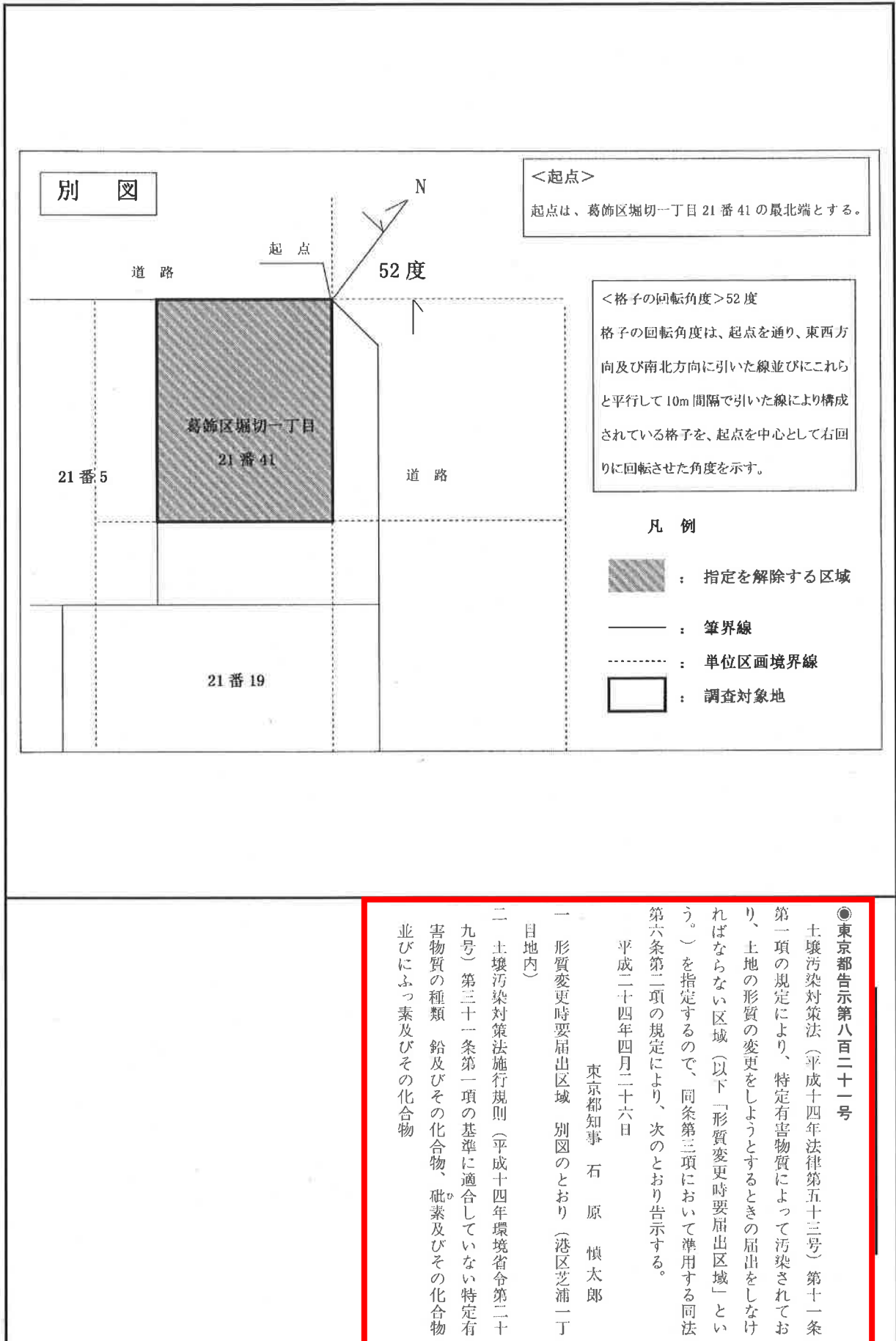
東京都知事 石原 慎太郎

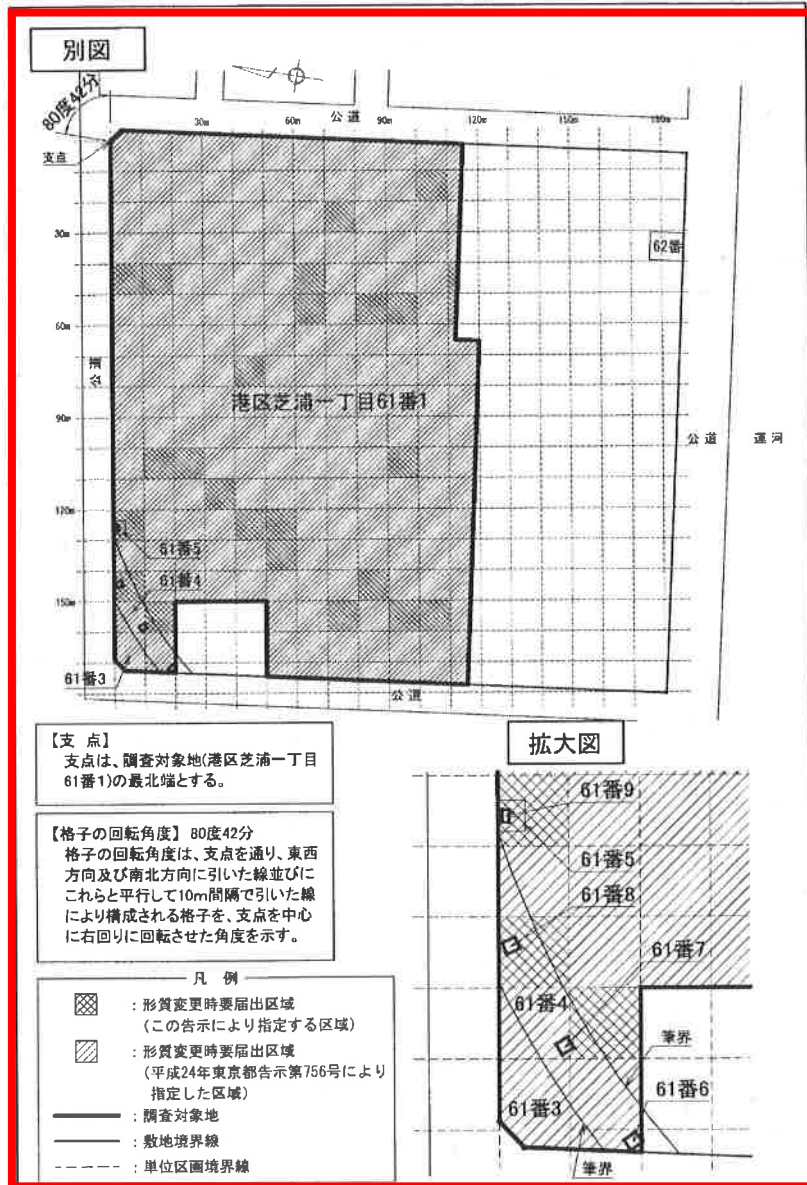
一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区堀切二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去





●東京都告示第八百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 路線名 新荒川堤防

二 変更の区間 江戸川区平井六丁目六十八番七地先から同区平井五丁目五十七番十地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり



発行 東京都

目次

- 土地区画整理事業の終了認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- ……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…七
- 都道の供用開始（三件）……………（同）…九
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…三

告示

要……………（同）…二八

告 示

●東京都告示第七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十三条第一項の規定に基づき西東京市向台町五丁目土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の氏名
新井 弘光

新井 マサ子

二 事業施行期間
平成二十五年二月七日から平成二十六年三月三十一日まで

三 施行地区
西東京市向台町五丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日
西東京市向台町五丁目土地区画整理事業
平成二十五年二月七日

五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日
平成二十六年二月二十五日

●東京都告示第七十六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、（仮称）立川立飛商業施設計画について、環境影響評価書及びその概要

の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社立飛ホールディングス
代表取締役社長 村山 正道
立川市栄町六丁目一番地

二 対象事業の名称及び種類
（仮称）立川立飛商業施設計画
自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、立川市の多摩都市モノレール立飛駅の南東側の敷地において、商業施設及び自動車駐車場を設置するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧
（一）期間
平成二十六年二月二十五日から同年三月十一日まで。
ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二）時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所
ア 立川市環境下水道部環境対策課

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
6.廃棄物	<p>建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量 計画建設物の建設に伴い、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、ガラス・陶磁器、廃プラスチック、金属くず及び木くず等の建設廃棄物が発生し、それらの発生量は約4,514tと予測した。また、建設発生土の発生量は約149,000㎡と予測した。</p> <p>建設工事の実施にあたっては、建設資材等の省梱包やプレキャストによる余剰材の削減により、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき分別を徹底し再資源化を図り、再資源化等ができない建設廃棄物については、専門業者に委託し、関係法令に基づき適正に処分を行う。建設廃棄物のリサイクル量は、「東京都建設リサイクル推進計画」の平成27年度目標値及び「平成20年度建設副産物実態調査結果」を踏まえ、約3,715tと予測した。</p> <p>建設発生土は、可能な限り計画地内の埋戻し土として現場内での利用を図り、場外搬出量の抑制に努めるとともに、場外に搬出する建設発生土は、可能な限り工事面利用により他の建設工事での利用に努め、直接工事面利用ができない場合は、受入基準を遵守したうえで、建設発生土受入地等に搬出する。このことから、建設発生土は、全量をリサイクルまたは適正に処分すると予測した。</p> <p>したがって、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の法令に示される事業者の責務を満足するものと考ええる。</p> <p>施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量 施設の供用に伴う廃棄物の種類及び発生量は、雑木、生ごみ、古紙、段ボール及び廃プラスチック等が発生すると予測し、その発生量は、約1,649t/年と予測した。</p> <p>また、施設の供用に伴う廃棄物のリサイクル量は、約1,250.7t/年と予測した。施設の供用に伴う廃棄物については、リサイクルや分別・収集に対応できるよう、適正な廃棄物保管施設を設置するとともに、テナント等関係者への啓発活動により、廃棄物の発生抑制及び分別を徹底し、リサイクルの推進を行う。したがって、評価の指標とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令に示される事業者の責務を満足するものと考ええる。</p> <p>施設の供用に伴うエネルギーの使用による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 本事業における温室効果ガス排出削減量は、年間203t-CO₂であり、温室効果ガス排出量は、年間10,280t-CO₂と予測した。</p> <p>また、省エネルギー性能は評価基準の段階2を目標とするとともに、省エネルギー型設備機器の採用や冷暖房設備の適切な温度設定、照明の適切な照度設定等の環境保全のための措置を講じエネルギー使用量を削減する。</p> <p>なお、温室効果ガス排出量については、「環境確保条例」に基づき建築物環境計画書の作成・提出を行う中で適定する設備で具体的に排出量を算出し、その内容について事後調査で明らかにする。</p>
7.温室効果ガス	<p>工事後の完了後</p>

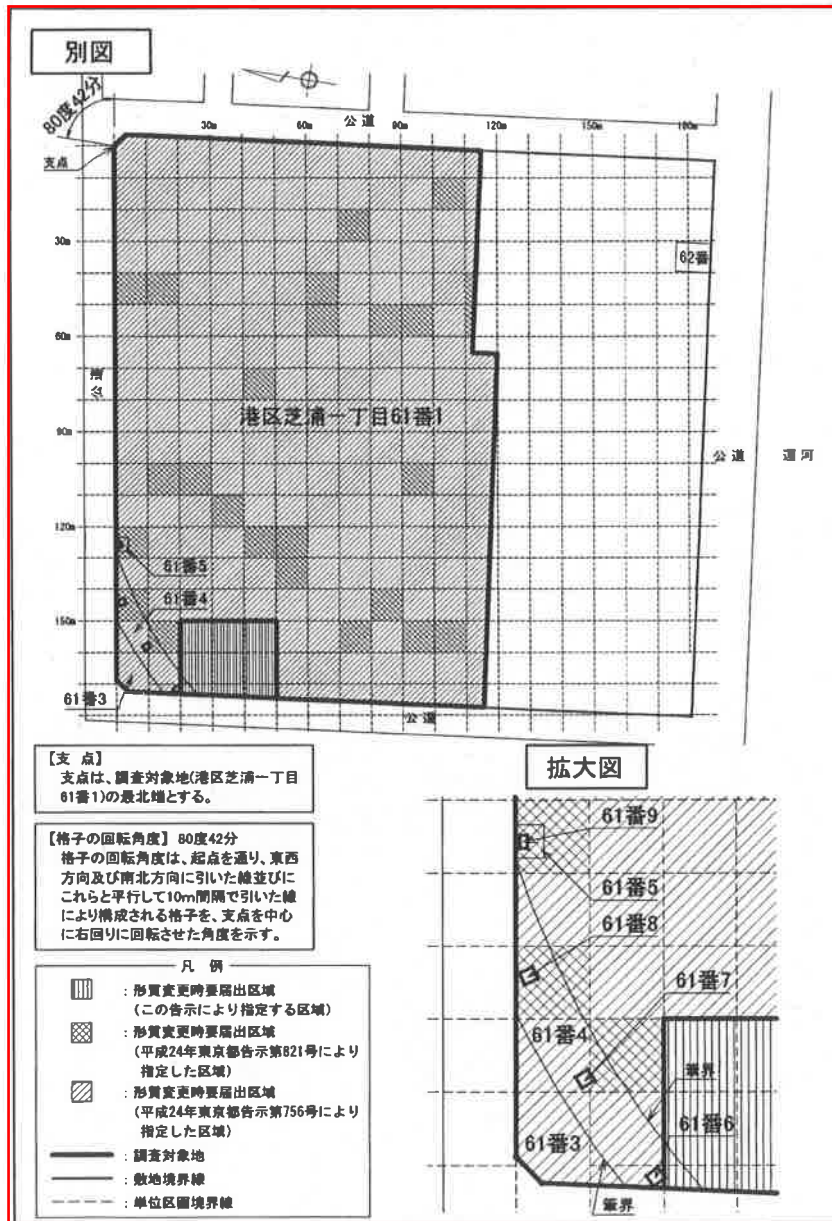
●東京都告示第百七十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区芝浦一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



●東京都告示第百七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区日本橋箱崎町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物